

令和5年度 第2回ホットライン運用ガイドライン検討協議会 議事要旨

1 開催概要

(1) 開催日時等

- 開催日時

令和5年9月8日（金）午前10時から午前11時20分まで

- 開催方式

ウェブ会議

(2) 出席委員等

- 委員（五十音順）

東京大学大学院法学政治学研究科教授 宍戸 常寿

國學院大學法学部教授 高橋 信行

文化学園大学名誉教授 野口 京子

（一社）日本インターネットプロバイダー協会行政法律部会部会長 野口 尚志

立教大学法学部教授 深町 晋也

桃尾・松尾・難波法律事務所弁護士 松尾 剛行

子供とネットを考える会代表 山口 あゆみ

- 事務局

警察庁サイバー警察局サイバー企画課

- オブザーバー

総務省

インターネット・ホットラインセンター（IHC）

2 議事進行

(1) 開会

※ 事務局より開会を宣言した。

(2) 議事

- 事務局説明

パブリックコメントの実施結果に関し、合計10件の意見が提出されたこと、そのうちガイドライン改定案に関する意見は2件であり、その他現行ガイドラインに関するものが3件、改定案やガイドラインに全く関係のないものが5件であったこと、全意見の内容を説明した上で、改定案に関する2件の提出意見に対する考え方の公表案を提示した。

○ 自由討議

各委員からの主な意見及び討議結果については以下のとおり。

【ホットライン運用ガイドライン改定案について】

- ・ パブリックコメント時に公表したガイドライン改定案について、記載内容の修正、変更等の意見はなく、委員全員の承認を得た。

【パブリックコメント実施結果の公表内容について】

- ・ 公表する2件の意見とその意見に対する考え方については了解した。
その他の提出意見について、公表はしないとしても、意見を提出していただいたことに対する何かしらの返答をしてもよいのではないか。
個々に返答する必要はないと思うが、公表する文書の始めか終わりに御礼と「しかるべく関係部署に伝えます。」という一文を加えても良いのではないか。
- ・ パブリックコメントの公表については、テーマに全く関係ないものはともかくとして、少しでもテーマに関係していれば、「協議会として、ガイドライン改定案に関係のない意見についても、今後の運営の参考とさせてもらおう。」として公表しても良いのではないか。
また、意見が全部で何件寄せられたのか、改定案と関係ないことを理由として回答しなかったのは何件かということも公表すべきではないか。
- ・ ガイドライン改定案に関係のない意見の公表方法として、各意見に「ガイドライン改定案やパブリックコメントの対象外になるのでコメントしません。」と記載するか、公表意見を改定案に関係する2件のみとする場合は、公表資料の末尾に「その他何件の意見をいただきましたが、対象外と判断したので、回答はいたしません。」と記載すれば説明責任は果たしているのではないか。
- ・ ガイドライン改定案に係るパブリックコメントは法律上義務付けられているわけではなく、任意で行っているとの認識であり、裁量性が高いものと思っている。
結果の公表については、どちらの方法が適当であるかという話ではなく、e-Govを使って、警察庁の名前でパブリックコメントを実施したことによる制約はあると思われ、その観点から見ると、改定案に関する意見については公表し、その意見に対する協議会の考え方を示すのがマストであると思う。
今回提出された10件の意見については、「改定案に関する意見は2件で、それに対する協議会の考え方を示します。その他8件の意見は、今後の協議会の議論の参考にさせていただきます。」とすることが、警察庁が事務局をしている協議会のパブリックコメントに対する在り方としても適切であると思う。

- ・ テーマや内容と関係ない意見の割合が高いように見受けられるところ、警察庁のウェブサイトには、「ご意見、各種相談、情報提供等」というご意見箱のようなものが設定されている。今回公表対象としないとした意見は、本来この「ご意見箱」宛てに連絡がされるべきものなのではなかろうか。そうであれば、今後、パブリックコメントを実施する際は、意見募集要領の中において、テーマと関係のない意見の受付場所の URL 等を示すことも検討してはどうか。
- ・ 寄せられた意見のうち、公表しないものの取扱いについて、他の委員が提案されたトータル件数を示すという案や「今後の参考にさせていただきます。」というような一文を入れるという案に同意する。

その一文があるだけで「また次にインターネット・ホットラインセンターのパブリックコメントがあった時に意見を出してみようかな。」と前向きに捉えていただけたと思う。

【その他】

- ・ 「改定ガイドラインの掲載条文として児童福祉法も記載すべき」との意見に関し、同法第 34 条第 1 項第 6 号「児童に淫行をさせる行為」のみを対象としているように読み取れるので、その前提に立った上で、意見に対する考え方は示してもらったので、良いと考える。
 - その他報告事項
 - サイバーパトロールセンターにおける AI 検索システムの導入について、事務局から説明を行った。

(3) 閉会